空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第6項に規定する
敷地特例適用要件に関する基準の運用について

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第７条第６項に規定する敷地特例適用要件に関する基準（以下「基準」という。）の運用については、以下のとおりとする。

１　法第 17 条第１項の規定により読み替えて適用する建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 43 条第２項第一号の規定による認定の申請（以下「申請」という。）に係る当該道の幅員は、犬山市が現地確認等により申請の内容に支障がないことを認めたものであること。

２　当該道の中心線は前項により認められた幅員の中心とする。

３　基準第２条第一号に規定する「同意を得たもの」とは、次の各号に示す事項が記載された書面により、申請に係る行為に必要な同意がなされていることが明らかであるものとする。

一　同意がなされた年月日

二　申請に係る行為を行う者の氏名及び住所

三　拡幅後の当該道の敷地となる土地の地名地番、地目及び地積

四　拡幅後の当該道の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の権利の種類、氏名及び住所

４　基準第２条第二号に規定する「承諾を得たもの」とは、次の各号に示す事項が記載された書面により、申請に係る行為に必要な承諾がなされていることが明らかであるものとする。

一　承諾がなされた年月日

二　申請に係る行為を行う者の氏名及び住所

三　拡幅後の当該道の敷地となる土地の地名地番、地目及び地積

四　拡幅後の当該道の敷地となる土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者の権利の種類、氏名及び住所

附則

１　この取扱いは、令和８年４月１日から施行する。

参考様式第１

同意を得たことを証する書類

申請者　住　　　所
　　　　氏　　　名
　　　（名 称 及 び
　　　　代表者氏名）

　空家等対策の推進に関する特別措置法第７条第６項に規定する敷地特例適用要件に関する基準第２条の拡幅後の当該道の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の拡幅に関する同意を得ていることを証します。

当該道の敷地となる土地の地名地番	地　目	地　積（㎡）	当該道との関係	拡幅同意年月日	権利者の住所	権利者の氏名
				・　・		
				・　・		
				・　・		
				・　・		
				・　・		
				・　・		
				・　・		
摘　　要						

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
　　　２　「当該道との関係」欄は、土地の所有主、土地の借主、建物の所有主、建物の借主、工作物の所有主又は工作物の借主の別を記入すること。
　　　３　当該道の敷地となる土地の公図の写し、地籍図（拡幅後の道の区域と権利関係がわかるもの）を添付すること。

参考様式第２

承諾を得たことを証する書類

申請者　住　　　所
　　　　氏　　　名
　　　（名称及び代表者氏名）

　空家等対策の推進に関する特別措置法第７条第６項に規定する敷地特例適用要件に関する基準第２条の拡幅後の当該道の敷地となる土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者の通行に関する承諾を得ていることを証します。

当該道の敷地となる土地の地名地番	地　目	地　積（㎡）	当該道との関係	通行承諾年月日	権利者の住所	権利者の氏名
				・　・		
				・　・		
				・　・		
				・　・		
				・　・		
				・　・		
				・　・		
摘　　要						

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
　　　２　「当該道との関係」欄は、土地の所有主、土地の借主の別を記入すること。
　　　３　当該道の敷地となる土地の公図の写し、地籍図（拡幅後の道の区域と権利関係がわかるもの）を添付すること。